

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業
委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業委託

(2) 業務目的および業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 予定価格

19,800,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加者

公募

4 参加資格

企画提案書の提出時点で以下の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同企業体（JV）であること。

（営業種目）大分類：役務 中分類：各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この実施要領に係る手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

5 説明会および質問

- (1) 説明会は下記のとおり開催する。

①開催予定日時

令和7年4月25日（金）10：00～ （60分程度）

②開催方法

Zoomによるオンライン開催を予定

③開催内容

県から、当業務についての考え方および期待する事項を説明するとともに、業務内

容に関する質問を受け付ける。時間配分の予定は次のとおり。

県からプロポーザルや業務についての説明：30 分程度
質疑応答：30 分程度

④説明会への参加

参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月 23 日（水）15 時までに、下記 10 に示す当課メールアドレス宛に、①社名・団体、②担当者名、③当プロポーザル説明会への参加を希望する旨、④ミーティング ID 送付先のメールアドレスを記載した電子メールを送付すること（電話にて受信の確認を行うこと）

なお、説明会への参加は必須とはしない。ただし、説明会に出席しなかったことでプロポーザル参加者が被る不利益について、県は一切の責めを負わない。

(2) 質問の受付および回答

(ア) 提出方法

募集内容に関する質問は、様式 1「質問票」により電子メールまたは F A X で受け付ける。なお、質問票を送付したものは、その旨を電話にて連絡すること。

提出先：滋賀県総合企画部 C O₂ ネットゼロ推進課

メール：cg02@pref.shiga.lg.jp

F A X：077-528-4808

T E L：077-528-3090

(イ) 受付期限

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）17 時 00 分まで

(ウ) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和 7 年 5 月 2 日（金）を目途に、県ホームページ 滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > C02 ネットゼロの取組（温暖化対策）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/305161.html>にて公表する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

様式 2「水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業」に基づいて作成した企画提案書

(2) 提出部数

5 部

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る）

持参の受付は、午前 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（土曜日、日曜日および祝日を除く）

(4) 提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県総合企画部 C O₂ ネットゼロ推進課（県庁本館 1 階）

(5) 提出期限

令和7年5月12日（月）17時00分（必着）

7 企画提案書の審査および契約予定者の選定

別添「水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業プロポーザル審査要領」に基づき行う。

8 契約の締結

県は、7により選定した契約予定者と、企画提案に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、選定した契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

9 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に係る経費（企画提案書の作成、提出等に要する経費）は、参加者の負担とする。
- (2) 同一の提案者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提案書を審査以外の目的に使用することはない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 共同企業体（JV）で契約する者は、共同企業体協定書の写し（任意様式）を1部提出すること。
- (6) 提案者（共同事業体（JV）で契約する場合はいずれか一方）が水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業 評価項目9のいずれかに該当する場合は、それぞれの認定等を示す書類の写しを提出すること。

10 担当部課および連絡先

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課（滋賀県庁本館1階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3090 FAX：077-528-4808

メール：cg02@pref.shiga.lg.jp